

令和8年度着手

# 県営土地改良事業計画概要書

(農地環境整備事業)

しおせ  
塩瀬地区

## 目 次

I.	土地改良事業計画の概要	
第1章	目的	1
第1節	事業の種類	1
第2節	事業の目的	1
第3節	関係地積	1
第2章	地域の所在及び現況	1
第1節	地 域	1
第2節	地 積	1
第3節	現 況	2
第3章	基本計画	2
第1節	農業用排水施設整備（用水）	3
第2節	農業用排水施設整備（排水）	3
第3節	区画整理	3
第4節	暗きょ排水	3
第5節	環境配慮	3
第4章	工事又は管理の要領	3
第1節	工 事	3
第2節	管理の要領	4
第5章	換地の要領	4
第1節	換地計画の必要性	4
第2節	換地計画樹立の基本方針	4
第3節	土地改良法第5条第6項に規定する 国有地等の編入承認にかかる地積	6
第6章	費用の概算	6
第7章	効 用	7
第8章	他の事業との関係	7
第9章	計画概要図	8
II	県営土地改良事業によって 造成される土地改良施設の予定管理方法	10
III	県営土地改良事業(塩瀬地区)における事業費及び 事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	11

# I. 土地改良事業計画の概要

## 第1章 目的

### 第1節 事業の種類

県営農地環境整備事業

区画整理（土地改良法第2条第2項第2号 区画整理）

### 第2節 事業の目的

本地区は、新城市中心部より北に約10km離れた河川と山に囲まれた面積約14.2haの水田地帯であり、水田では水稻を中心に、畑では蔬菜などの栽培が行われている。

本地区は圃場整備未実施である。そのため用排水路は老朽化及び施設の破損が進み、日々の水管理に多大な労力を費やしている。また、道路の幅員が狭く効率的な営農の妨げとなっている。

本事業は、これら老朽化した施設の整備並びに区画拡大を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

### 第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	11.4	1.6	—	13.0	0.8	0.4	—	14.2
計画	10.1	0.9	—	11.0	2.8	0.4	—	14.2

## 第2章 地域の所在及び現況

### 第1節 地域

新城市塩瀬地内

### 第2節 地積

(令和8年1月現在) 単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
新城市	11.4	1.6	—	13.0	0.8	0.4	—	14.2

登記簿面積及び図測による

### 第3節 現況

#### (1) 地域及び土質等

本地区は、新城市の中央部に位置し、豊川水系の水源地域の中山間地域であり、河川に沿って水田が形成されている。標高は160m程度である。水田土壌は大草統(OK-1)、畑土壌は高雄統(TK-1)、幡豆統(H-1)の3系統である。

#### (2) 水利状況

本地区の中心を南北に一級河川巴川及び島田川が流れており、本地区の用水は大部分を巴川及び島田川から取水を行っているが、一部のほ場では一部沢水も取水している。各ほ場にはU字溝を通して配水しているが老朽化が進み維持管理に大変苦慮している状況である。排水は、地区内のすべての排水を巴川に排水している。主に組立水路I型で整備されており用水と同様に老朽化が進み維持管理に苦慮している。

#### (3) 道路状況

本地区には、町内外を結ぶ幹線道路として、県道436号線(作手清岳玖老勢線)が縦断しており、新城市中心部への重要な幹線道路となっている。その他に農道や市道などが集落や幹線道路を結んでいる。地区内の道路は幅員が狭く効率的な営農の妨げとなっている。

#### (4) 営農状況

作付経営規模は1戸当たり平均0.28haとなっている。水稻主体の農業地帯であるが、畑では大根等蔬菜の作付けが行われている。

#### (5) 地域環境の概況

本地区は、河川沿いに広がる中山間地域であり、標高は160m程度である。

本地区の農業は水稻が主体であり、かんがい期になると水を張った水田に多くのカエル類やそれを食する野鳥など多くの生き物が見られる。

こうした環境の維持、保全には農業の絶え間ない管理と育成の努力が必要であるが、近年過疎化とともに後継者不足が進み、公益機能や生態系機能の低下が危惧されている。

### 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、11.0haである。

単位：ha

事業名	田	畑	計
区画整理	10.1	0.9	11.0

## 第1節 農業用排水施設整備（用水）

該当なし

## 第2節 農業用排水施設整備（排水）

該当なし

## 第3節 区画整理

本地区は未整備のため区画は狭小で不整形であり、農道は狭く未舗装であり通作に支障をきたしている。用排水施設も老朽化し、農作業の機械化や農地の汎用化が図れない状況にあり、営農には多大の労力が必要となっているとともに、将来、農作業の放棄による農地の荒廃が危惧されている。

このため、本事業は、区画整理 14.2ha を計画し、区画形状を 20a～30a 程度とする計画とし、営農条件を改善する。

また、用水はU字フリームにて回収を行い、ほ場まで配水し、排水は組立柵渠にて改修を行うことで、水管理の省力化や排水改善を図る。

さらに道路は、幅員を 4.0～5.0m に拡幅し砂利舗装を行うことで、営農条件を改善する。

これらのように、区画拡大、用水路、排水路、道路を一体的に整備することにより、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

## 第4節 暗きょ排水

該当なし

## 第5節 環境配慮

本地区は、新城市（旧鳳来町）田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

地区内の用排水路には、水生生物が見られ、農地の生物多様性による生態系を形成していることから、動植物の生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工においては、各所の合流柵にスロープを設置し、水路内へ落下したカエル類が脱出できるようにするとともに、鳥類の休憩、飲み場を確保する。

施工時期は保全対象生物が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図り、周辺環境に配慮する。

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節 工事

工事は、県営農地環境整備事業塩瀬地区として、

#### 区画整理

整地工	11.0ha
用水路工	4.8 km
排水路工	2.8 km
道路工	3.4 km

を施工する。

#### 予定工期

着手	令和8年度
完了	令和14年度（予定）

### 第2節 管理の要領

県営農地環境整備事業塩瀬地区により造成された用水路施設は新城市土地改良区が、排水施設及び道路は新城市及び新城市土地改良区が管理する。

## 第5章 換地の要領

### 第1節 換地計画の必要性

土地改良法第2条第2項第2号の規定による土地の区画形質の変更を内容とした事業であり、従前の土地について換地処分が必要となる。この換地処分を適正かつ円滑に進め、もって本地区の農用地の集団化、その他農業構造の改善及び土地利用の合理化を図る。

### 第2節 換地計画樹立の基本方針

#### (1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、本土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から6ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出のあった地積とする。この場合、測量等にかかる費用は本人負担とする。

#### (2) 土地評価の方法

項目別配点方式：土地の自然条件及び利用条件等を調査項目とし、それらの条件の比重によって100点を配分して評価採点基準表を作成し、換地・評価委員会がその項目内における条件の程度を点数に置き換え、項目毎に採点をし、その合計点数からその土地の等位を定め、その等位から価格を評定する。

### (3) 清算の方法

比例地積清算 : 従前、換地の評価額に基づき、その事業による価格上昇分を増加額として算出する。それを1㎡当たりの増加額に割り戻すことにより各人別に換地交付基準額を算出し、各人の換地評価額を比較し清算する。

### (4) 特殊地の取扱い

#### ① 宅地接続地

従前の土地が、その従前の土地の所有者の宅地に接続している場合は、原則として換地もその宅地に接続して交付する。

### (5) 一般の個人別換地の方法

#### ① 集団化の目標

各農家の農用地は、できるだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1～3団地を目標とする。

#### ② 位置の選択

換地は、原則として各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。ただし、集団化を図るため従前の土地で明らかな条件差がある場合は、従前と換地の土地の評価を考慮して交付する。

#### ③ 区画の分割

ア. 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割するが、この場合、短辺の部分が10m以下にならないよう配慮する。

イ. 分割後の区画は道路に必ず接するようにし、水路にもできる限り接するようにする。

### (6) 換地選定手順

換地の選定は、非農用地→特殊地→地目別団地→一般個人別換地の順とする。

### (7) 配分調整のための余裕率

換地選定を円滑に行うため必要に応じて、換地計画原案作成過程において換地交付率に3%以内の余裕率をもって換地選定を行うことができる。

### (8) 一時利用地の指定の方法

一時利用地の指定は、原則として換地計画原案に基づいて行う。

(9) 非農用地の換地方法

換地区名	区分	用途	非農用地の位置の概略	面積 (㎡)	換地の手法	換地取得予定者	その他
塩瀬		宅地	概ね従前のおり	2,968.74	特定用途用地換地	従前地所有者	
		山林	概ね従前のおり	872.00	特定用途用地換地	従前地所有者	
		農業用資材 保管施設	概ね従前のおり	394.21	特定用途用地換地	従前地所有者	
合 計				4,234.95			

(10) その他

この基準に定めのない事項並びにこの基準により実施することが困難なものについては、換地・評価委員会で協議して定めるものとする。

第3節 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

(単位:ha)

用途	区分	公 用 ・ 公 共 用 地				一 般 国 有 地	合 計
		国有地	県有地	市有地	計		
道 路		—	—	0.4	0.4	—	0.4
水 路		—	—	0.4	0.4	—	0.4
計		—	—	0.8	0.8	—	0.8

第6章 費用の概算

事業名	事業費 <sup>※1)</sup>	事務的経費 <sup>※2)</sup>	合 計
区画整理	906,000 千円	55,800 千円	961,800 千円
合 計	906,000 千円	55,800 千円	961,800 千円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは、昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

## 第7章 効用

効果項目	区分	年 総 効 果 ( 便 益 ) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果		27,287 千円	10,341 千円	
品 質 向 上 効 果		1,082 千円	－ 千円	
営 農 経 費 節 減 効 果		6,460 千円	19,319 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果		△458 千円	△292 千円	
営農に係る走行経費節減効果		2,166 千円	－ 千円	
耕 作 放 棄 防 止 効 果		600 千円	－ 千円	
地 籍 確 定 効 果		476 千円	－ 千円	
景 観 ・ 環 境 保 全 効 果		10,228 千円	－ 千円	
国産農産物安定供給効果		2,520 千円	－ 千円	
合 計		50,361 千円	29,368 千円	

### <参考>

① 当該事業費	:	739,953 千円
② その他費用	:	59,843 千円
③ 総費用	:	799,796 千円
④ 年償還額	:	3,592 千円/年
④' うち機能向上分	:	3,592 千円/年
⑤ 年総効果(便益)額	:	50,361 千円/年
⑥ 現況年総農業所得額	:	7,647 千円/年
⑦ 年総増加農業所得額	:	29,368 千円/年
評価期間	:	47 年
割引率	:	0.04
⑧ 総便益額	:	895,483 千円
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.11 ≥ 1.0
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	47.0% > 20%
⑪ 増加所得償還率 (④' ÷⑦)	:	12.3% ≤ 40%

## 第8章 他の事業との関係

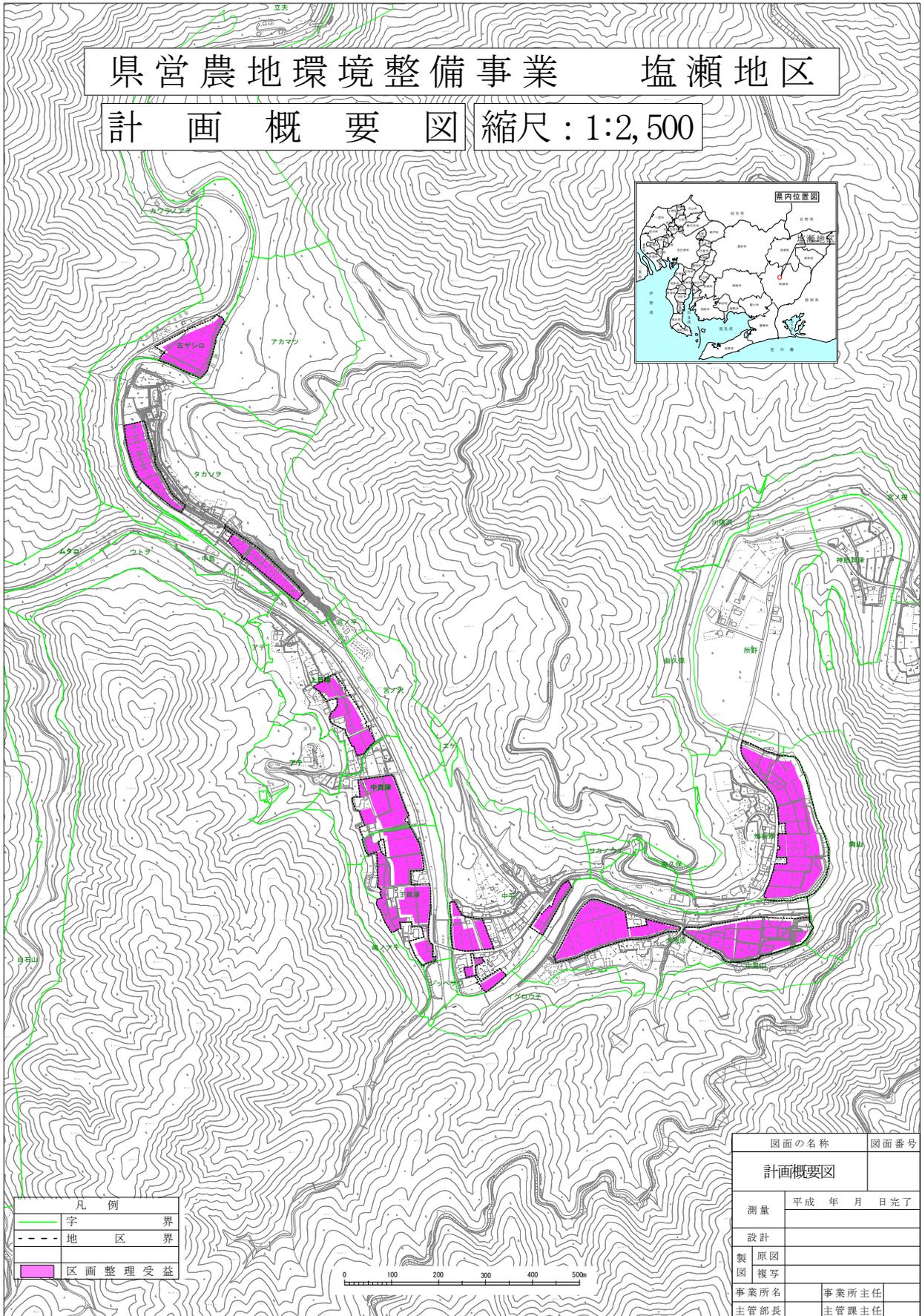
該当なし。

## 第9章 計画概要図

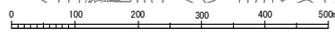
次頁のとおり。

# 県営農地環境整備事業 塩瀬地区

## 計画概要図 縮尺：1:2,500



凡 例	
—	字 界
- - -	地 区 界
■	区画整理受益



図面の名称		図面番号
計画概要図		
測量	平成 年 月 日完了	
設計		
製 原 図	製 原 図	
	製 原 図 複 写	
事業所名	事業所主任	
主管部長	主管課主任	

## Ⅱ 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

新城市土地改良区、新城市

### 2. 管理すべき施設

用水路及び付帯する施設は新城市土地改良区、排水路、道路及び付帯する施設は、新城市及び新城市土地改良区がそれぞれ管理する。

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

年間管理費          約 872 千円

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ 県営土地改良事業（塩瀬地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

#### 1. 事業に要する費用

費用	961,800 千円
事業費 <sup>※1)</sup>	906,000 千円
事務的経費 <sup>※2)</sup>	55,800 千円

（令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがある。）

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費、工事雑費。

#### 2. 負担区分の割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
区画整理	55	30	10	5	
(事務的経費)					
区画整理		100			

#### 3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の新城市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第2項の規定により、愛知県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金の全額又は一部の徴収に代えて当該市町村にこれに相当する額として負担させる金額を愛知県に対し負担する。

本事業の施行に係る地域の新城市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

#### 4. 地元負担の予定基準

新城市は、新城市土地改良事業分担金条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割を基準として法第91条第3項の規定により市町村が負担する負担金に相当する金額の分担金を徴収する。

## 5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途にするため所有権の移転を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。